

# 特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

販本発 4 第 10 号

令和 4 年 12 月 7 日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号

東京電力エナジーパートナー株式会社

代表取締役社長 秋本展秀

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定により、次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	別紙に記載したとおりであります。

## 別 紙

### 料金その他の供給条件の内容ならびに実施期日および実施期間

#### 1 適 用 範 囲

この特定小売供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、特定小売供給約款（令和元年10月1日届出。ただし、当該特定小売供給約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の特定小売供給約款をいいます。以下「供給約款」といいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

#### 2 適 用 期 間

- (1) 適用期間は、令和5年1月の検針日から令和5年10月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、供給約款の臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。

#### 3 燃 料 費 調 整

燃料費調整とは、供給約款15（定額電灯）(4)もしくは供給約款18（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款16（従量電灯）(1)ニ、供給約款17（臨時電灯）(1)ハ、供給約款20（臨時電力）(3)イ、供給約款附則5（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）(2)もしくは供給約款附則6（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）(2)の料金または供給約款16（従量電灯）(2)ニ、供給約款16（従量電灯）(3)ホ、供給約款17（臨時電灯）(2)ハ、供給約款17（臨時電灯）(3)ロ、供給約款18（公衆街路灯）(2)ニ、供給約款19（低圧電力）(5)、供給約款20（臨時電力）(3)ロもしくは供給約款21（農事用電力）(3)の電力量料金において、燃料費調整

額を加えることまたは差し引くことをいいます。

#### 4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における，供給約款15（定額電灯）（4）もしくは供給約款18（公衆街路灯）（1）ロの電灯料金もしくは小型機器料金，供給約款16（従量電灯）（1）ニ，供給約款17（臨時電灯）（1）ハ，供給約款20（臨時電力）（3）イ，供給約款附則5（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）（2）もしくは供給約款附則6（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）（2）の料金または供給約款16（従量電灯）（2）ニ，供給約款16（従量電灯）（3）ホ，供給約款17（臨時電灯）（2）ハ，供給約款17（臨時電灯）（3）ロ，供給約款18（公衆街路灯）（2）ニ，供給約款19（低圧電力）（5），供給約款20（臨時電力）（3）ロもしくは供給約款21（農事用電力）（3）の電力量料金は，供給約款に定める燃料費調整によらず，燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1（2）ロ（イ），（ロ）または（ハ）により算定される場合は，別表（燃料費調整）1（3）によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし，燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1（2）ロ（ニ）により算定される場合は，別表（燃料費調整）1（3）によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

#### 5 そ の 他

その他の事項については，供給約款に定めるところによるものといたします。

# 別 表

## 別表（燃料費調整）

### 1 燃料費調整額の算定

#### (1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1970$$

$$\beta = 0.4435$$

$$\gamma = 0.2512$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

#### (2) 燃料費調整単価

##### イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{基準燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (44,200\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- b 1 キロリットル 当たりの平均燃料価格が44,200円を上回り，かつ，66,300円以下の場合

$$\begin{array}{l} \text{基準燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{平均燃料価格} - 44,200\text{円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- c 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が66,300円を上回る場合  
平均燃料価格は，66,300円といたします。

$$\begin{array}{l} \text{基準燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (66,300\text{円} - 44,200\text{円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- (ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

- a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は，bの場合を除き，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和4年9月1日から令和4年11月30日までの期間	令和5年1月の検針日から令和5年2月の検針日の前日までの期間
令和4年10月1日から令和4年12月31日までの期間	令和5年2月の検針日から令和5年3月の検針日の前日までの期間
令和4年11月1日から令和5年1月31日までの期間	令和5年3月の検針日から令和5年4月の検針日の前日までの期間
令和4年12月1日から令和5年2月28日までの期間	令和5年4月の検針日から令和5年5月の検針日の前日までの期間
令和5年1月1日から令和5年3月31日までの期間	令和5年5月の検針日から令和5年6月の検針日の前日までの期間
令和5年2月1日から令和5年4月30日までの期間	令和5年6月の検針日から令和5年7月の検針日の前日までの期間
令和5年3月1日から令和5年5月31日までの期間	令和5年7月の検針日から令和5年8月の検針日の前日までの期間
令和5年4月1日から令和5年6月30日までの期間	令和5年8月の検針日から令和5年9月の検針日の前日までの期間
令和5年5月1日から令和5年7月31日までの期間	令和5年9月の検針日から令和5年10月の検針日の前日までの期間

b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、aにいう検針日は、応当日といたします。

ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が44,200円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} + \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が44,200円の場合

燃 料 費  
調整単価 = (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

- (ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が44,200円を上回り、かつ、  
基準燃料費調整単価が(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回  
る場合

燃 料 費 (ホ)に定める特別措置の  
調整単価 = 燃 料 費 調 整 単 価 - 基準燃料費調整単価

- (ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が44,200円を上回り、かつ、  
基準燃料費調整単価が(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上と  
なる場合

燃 料 費 (ホ)に定める特別措置の  
調整単価 = 基準燃料費調整単価 - 燃 料 費 調 整 単 価

- (ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

- (a) 定額電灯および公衆街路灯A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につ  
き次のとおりといたします。



		令和5年1月の 検針日から令和5 年9月の検針日 の前日までの期間	令和5年9月の 検針日から令和5 年10月の検針日 の前日までの期間
電 灯	10ワットまでの1灯につき	27円19銭	13円59銭
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	54円38銭	27円19銭
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	108円75銭	54円38銭
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	163円13銭	81円56銭
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	271円88銭	135円94銭
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまで ごとに	271円88銭	135円94銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	81円21銭	40円60銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペア までの1機器につき	162円41銭	81円21銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100 ボルトアンペアまでごとに	162円41銭	81円21銭

(b) 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

	令和5年1月の 検針日から令和5 年9月の検針日 の前日までの期間	令和5年9月の 検針日から令和5 年10月の検針日 の前日までの期間
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	2円19銭	1円10銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	4円38銭	2円19銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	4円38銭	2円19銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	43円82銭	21円91銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	43円82銭	21円91銭

(c) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和5年1月の 検針日から令和5 年9月の検針日 の前日までの期間	令和5年9月の 検針日から令和5 年10月の検針日 の前日までの期間
契約電力1キロワット1日につき	46円05銭	23円03銭
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	23円03銭	11円52銭

(d) 農事用電力（脱穀調整用電力）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和5年1月の 検針日から令和5 年9月の検針日 の前日までの期間	令和5年9月の 検針日から令和5 年10月の検針日 の前日までの期間
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	11円52銭	5円76銭
契約電力1キロワットの場合1日につき	23円02銭	11円51銭
契約電力2キロワットの場合1日につき	46円05銭	23円03銭
契約電力3キロワットの場合1日につき	69円08銭	34円54銭
契約電力が3キロワットをこえる場合1キロワッ トを増すごとに1日につき	23円02銭	11円51銭

b 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和5年1月の 検針日から令和5 年9月の検針日 の前日までの期間	令和5年9月の 検針日から令和5 年10月の検針日 の前日までの期間
1キロワット時につき	7円00銭	3円50銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯A、臨時電力および農事用電力（脱穀調整用電力）

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aまたは供給約款附則5（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）の場合は、最

低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

## 2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

### (1) 定額制供給の場合

#### イ 定額電灯および公衆街路灯 A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	90銭2厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1円80銭3厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	3円60銭6厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	5円40銭9厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	9円1銭5厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	9円1銭5厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	2円69銭3厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	5円38銭6厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	5円38銭6厘

#### ロ 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	7 銭 3 厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	14銭 5 厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	14銭 5 厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1 円45銭 3 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1 円45銭 3 厘

#### ハ 臨 時 電 力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1円52銭 7 厘
---------------------	-----------

#### ニ 農 事 用 電 力（脱穀調整用電力）

基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1 キロワット	2 キロワット	3 キロワット	3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに
1 日につき	38銭 2 厘	76銭 3 厘	1円52銭 7 厘	2円29銭 0 厘	76銭 3 厘

#### (2) 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	23銭 2 厘
-------------	---------

### 3 燃料費調整単価等の揭示

当社は、1 (1)の各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格， 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格， 1 トン当たりの平均石炭価格および 1 (2)によって算定された燃料費調整単価をあらかじめ当社の事務所に揭示いたします。

## 電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置 に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省  
令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省  
令第26条第2号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省  
令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

## 特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

当社は、令和4年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

公共料金である電気料金に求められる社会的要請や、現下の経済情勢を踏まえた政府の経済対策への協力、今後の電気料金の上昇によるお客さまの負担感の軽減といった観点を総合的に勘案し、特定小売供給約款に基づき算定される令和5年2月分から9月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき7円（消費税等相当額を含む）を、令和5年10月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項により、特定小売供給約款以外の供給条件を設定する必要があるため、認可を申請する次第であります。

以上



(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省  
令第26条第2号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

		令和5年2月分～ 9月分	令和5年10月分
		(a)	(b)
1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	7円00銭	3円50銭

○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	みなし kWh (※1)	令和5年2月分～ 9月分 (※2)	令和5年10月分 (※2)
			(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
定額電灯 および 公衆街路灯 A	電灯	10ワットまでの1灯につき	3.884	27円19銭	13円59銭
		10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	7.768	54円38銭	27円19銭
		20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	15.536	108円75銭	54円38銭
		40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	23.304	163円13銭	81円56銭
		60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	38.840	271円88銭	135円94銭
		100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	38.840	271円88銭	135円94銭
	小型 機器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	11.601	81円21銭	40円60銭
		50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	23.202	162円41銭	81円21銭
		100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	23.202	162円41銭	81円21銭

契約種別	範囲	みなし kWh (※1)	令和5年2月分～ 9月分 (※2)	令和5年10月分 (※2)
		(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
臨時電灯A	総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.313	2円19銭	1円10銭
	総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	0.626	4円38銭	2円19銭
	総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合	0.626	4円38銭	2円19銭
	100ボルトアンペアまでごとに			
	総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	6.260	43円82銭	21円91銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合	6.260	43円82銭	21円91銭	
臨時電力	契約電力1キロワット1日につき	6.579	46円05銭	23円03銭
	契約電力0.5キロワットの場合1日につき	—	(※3) 23円03銭	(※3) 11円52銭
農事用電力 (脱穀調整用電力)	契約電力0.5キロワットの場合1日につき	1.645	11円52銭	5円76銭
	契約電力1キロワットの場合1日につき	3.289	23円02銭	11円51銭
	契約電力2キロワットの場合1日につき	6.579	46円05銭	23円03銭
	契約電力3キロワットの場合1日につき	9.868	69円08銭	34円54銭
	契約電力が3キロワットをこえる場合1キロワットを増すごとに1日につき	3.289	23円02銭	11円51銭

※1 みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」（課税標準数量の計算等）に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

※3 1キロワットの場合の単価の半額とし、小数点以下第3位で四捨五入して算定した。